

証券投資信託約款変更のお知らせ

このたび、弊社では、下記の追加型証券投資信託につきまして、下記の通り信託約款の変更を予定しておりますのでお知らせいたします。

- ① 対象となる証券投資信託の名称
ニッセイ／パトナム・世界債券ファンド

② 信託約款変更の理由

当ファンドは、運用方針の異なる6つのマザーファンドへの均等投資を運用の基本方針とし、この6つのマザーファンドを通じて、世界各国の多種多様な債券に分散投資を行い、インカム・ゲイン（利子・配当等収益）の確保と信託財産の長期的な成長を図ることを目標に運用を行ってまいりました。

しかしながら、投資対象のマザーファンドの一つである「ニッセイ／パトナム・グローバル・エマージング債券マザーファンド」（以下「当該マザーファンド」といいます）の運用資産が著しく減少し早期償還が見込まれるため、当ファンドの信託約款における運用の基本方針の維持ができず商品性の継続が困難となります。

このため、当該マザーファンドが早期償還となる前に当ファンドの運用の基本方針を変更し、当該マザーファンドを投資対象から除外し、残りの5つのマザーファンドに均等投資するという信託約款の変更を行うとともに、変更後の商品性を鑑みて信託期間を「平成19年6月15日から平成28年3月23日まで」と変更させていただく予定です。

③ 信託約款変更の内容

「ニッセイ／パトナム・世界債券ファンド」の投資対象から「ニッセイ／パトナム・グローバル・エマージング債券マザーファンド」を除外し、信託期間を「平成28年3月23日まで」とするため、信託約款に所要の変更を行うものです。

詳細は3ページ目以降の<ご参考>信託約款の新旧対照表をご参照願います。

④ 信託約款変更予定日および変更適用予定日

変更予定日 : 平成23年2月26日

変更適用予定日 : 平成23年3月23日

⑤ 諸手続き

この信託約款変更に関する異議のある受益者の方は、平成23年1月24日から平成23年2月23日までに、当ファンドの委託者である弊社に対し、書面によりその旨をお申し出下さい。

上記期間中に異議のお申し出のあった受益者の方の受益権口数が、平成23年1月24日時点の受益権総口数の2分の1を超えないときは、予定通り当該信託約款の変更を平成23年2月26日付で行います。

この場合、異議のお申し出のあった受益者の方は、自己に帰属する受益権を当該受益権が有すべき公正な価格（受託会社で受益者の方からの買取請求必要書類を受理した日の翌

営業日に算出した基準価額を買取価額とします。)で、受託会社に対し、平成23年2月26日から平成23年3月17日までの間に、当該受益権にかかる信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、上記期間(平成23年2月26日から平成23年3月17日)終了後、平成23年3月23日をもって信託約款変更を適用する予定です。

以上

平成23年1月24日

東京都千代田区丸の内一丁目六番六号
ニッセイアセットマネジメント株式会社

<ご参考> 信託約款の変更内容は、次のとおりです。

新	旧
運 用 の 基 本 方 針	運 用 の 基 本 方 針
<p>約款第 18 条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2. 運用方法 (1) 投資対象 下記マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。</p> <p>① ニッセイ/パトナム・米国インカムオープン マザーファンド ② ニッセイ/パトナム・米国ハイイールド債券 マザーファンド ③ ニッセイ/パトナム・ユーロインカムオープン マザーファンド ④ ニッセイ/パトナム・ユーロハイイールド債券 マザーファンド ⑤ ニッセイ高金利国債債券 マザーファンド (削除)</p> <p>なお、直接公社債等に投資を行う場合があります。</p>	<p>約款第 18 条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2. 運用方法 (1) 投資対象 下記マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。</p> <p>① ニッセイ/パトナム・米国インカムオープン マザーファンド ② ニッセイ/パトナム・米国ハイイールド債券 マザーファンド ③ ニッセイ/パトナム・ユーロインカムオープン マザーファンド ④ ニッセイ/パトナム・ユーロハイイールド債券 マザーファンド ⑤ ニッセイ高金利国債債券 マザーファンド ⑥ <u>ニッセイ/パトナム・グローバル・エマージング債券 マザーファンド</u></p> <p>なお、直接公社債等に投資を行う場合があります。</p>
約 款	約 款
<p>(信託期間) 第 4 条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から平成 28 年 3 月 23 日までとします。</p>	<p>(信託期間) 第 4 条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から第 50 条第 1 項、第 51 条第 1 項、第 52 条第 1 項、または第 54 条第 2 項の規定による信託終了日または投資信託契約解約の日までとします。</p>
<p>(運用の指図範囲等) 第 16 条 委託者は、信託金を、主として第 1 号から第 5 号までのニッセイアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ 信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託（以下、それぞれを総称し「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の第 6 号から第 27 号までに掲げる有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。</p> <p>1. ニッセイ/パトナム・米国インカムオープン マザーファンド 2. ニッセイ/パトナム・米国ハイイールド債券 マザーファンド 3. ニッセイ/パトナム・ユーロインカムオープン マザーファンド 4. ニッセイ/パトナム・ユーロハイイールド債券 マザーファンド 5. ニッセイ高金利国債債券 マザーファンド (削除)</p>	<p>(運用の指図範囲等) 第 16 条 委託者は、信託金を、主として第 1 号から第 6 号までのニッセイアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ 信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託（以下、それぞれを総称し「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の第 7 号から第 28 号までに掲げる有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。</p> <p>1. ニッセイ/パトナム・米国インカムオープン マザーファンド 2. ニッセイ/パトナム・米国ハイイールド債券 マザーファンド 3. ニッセイ/パトナム・ユーロインカムオープン マザーファンド 4. ニッセイ/パトナム・ユーロハイイールド債券 マザーファンド 5. ニッセイ高金利国債債券 マザーファンド 6. <u>ニッセイ/パトナム・グローバル・エマージング債券 マザーファンド</u></p>

新	旧
<p>22号の証券または証書のうち第7号から第11号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第18号および第19号の証券を以下「投資信託証券」といいます。</p> <p>②～⑥ (略)</p> <p>(信託報酬等の総額および支弁の方法)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ 委託者は、主要投資対象とするマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を、第1項に基づいて委託者が受ける報酬から毎年6月・12月の各計算期末到来後または投資一任契約終了時に支弁するものとし、その報酬額は、当該計算期間を通じて毎日、取扱販売会社毎の投資信託財産に属する「ニッセイ／パトナム・世界債券ファンド」の純資産総額に次の率を乗じて得た額とします。</p> <p>250億円以内の部分 ザ・パトナム・アドバイザー・カンパニー・エルエルシー ・・・・・・・・年10,000分の<u>22.5</u>の率を乗じて得た金額 パトナム・インベストメンツ・リミテッド ・・・・・・・・年10,000分の<u>8.0</u>の率を乗じて得た金額</p> <p>250億円超の部分 ザ・パトナム・アドバイザー・カンパニー・エルエルシー ・・・・・・・・年10,000分の<u>20.89</u>の率を乗じて得た金額 パトナム・インベストメンツ・リミテッド ・・・・・・・・年10,000分の<u>7.43</u>の率を乗じて得た金額</p>	<p>23号の証券または証書のうち第8号から第12号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第19号および第20号の証券を以下「投資信託証券」といいます。</p> <p>②～⑥ (略)</p> <p>(信託報酬等の総額および支弁の方法)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ 委託者は、主要投資対象とするマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を、第1項に基づいて委託者が受ける報酬から毎年6月・12月の各計算期末到来後または投資一任契約終了時に支弁するものとし、その報酬額は、当該計算期間を通じて毎日、取扱販売会社毎の投資信託財産に属する「ニッセイ／パトナム・世界債券ファンド」の純資産総額に次の率を乗じて得た額とします。</p> <p>250億円以内の部分 ザ・パトナム・アドバイザー・カンパニー・エルエルシー ・・・・・・・・年10,000分の<u>24.58</u>の率を乗じて得た金額 パトナム・インベストメンツ・リミテッド ・・・・・・・・年10,000分の<u>6.67</u>の率を乗じて得た金額</p> <p>250億円超の部分 ザ・パトナム・アドバイザー・カンパニー・エルエルシー ・・・・・・・・年10,000分の<u>22.83</u>の率を乗じて得た金額 パトナム・インベストメンツ・リミテッド ・・・・・・・・年10,000分の<u>6.19</u>の率を乗じて得た金額</p>
<p>(信託期間の延長)</p> <p>第57条 委託者は、信託期間満了前に、<u>信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。</u></p>	<p><新設></p>
<p>(公告)</p> <p>第58条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 http://www.nam.co.jp/</p> <p>② (略)</p>	<p>(公告)</p> <p>第57条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 http://www.nam.co.jp/</p> <p>② (略)</p>
<p>(投資信託約款に関する疑義の取扱い)</p> <p>第59条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めま</p>	<p>(投資信託約款に関する疑義の取扱い)</p> <p>第58条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めま</p>